規則

学校職 員 の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十二号

学校職員 の通勤手当に関する規則 等 の 一 部を改正 す る 規 則

(学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第 学校職員 の通勤手当に関する規則 (昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第

五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第八条」の下に「第一項」を加える。

(定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 定時 制通信教育手当の 支給に関する 規則 (昭和三十五年埼玉県教育委員会

規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条」の下に「第一項」を加える。

(学校職員 の宿直勤務 及び日 直 一勤務 に関する規則 0) 部 改 正

第三条 学校 職員の宿直勤務及 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 日 直勤務に関する規則 (昭和三十七年埼玉県教育

委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条」の下に「第一項」を加える。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。